

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

平成30年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕

保健医療介護部介護保険課

平成30年度高齢者福祉施設等に関する整備方針について

1 基本的な考え方

本県においては、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の見直しを踏まえて、平成29年度を目標年度とする第7次の「福岡県高齢者保健福祉計画」（以下「計画」という。）に基づき、高齢者福祉施設等の整備を進めているところです。

平成30年度の高齢者福祉施設等の整備については、今年度に策定予定の第8次計画（計画年度：平成30年度～平成32年度）に基づいて行うこととします。

2 介護保険施設の整備について

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

※老人福祉法第20条の5に規定（介護老人福祉施設は介護保険法第8条第27項に規定）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

*ユニット型とは、全室個室で、ユニットケアを行うものをいいます。

ユニットケアとは、入所者を10人程度のグループに分けて、一つの生活単位（ユニット）として、居宅に近い居住環境で介護を行うものです。

(2) 介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項に規定

病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活への復帰を図る施設です。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

(3) 介護医療院 ※介護保険法第8条第29項に規定

主として長期に渡り療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

3 介護保険施設以外の施設の整備について

(1) 養護老人ホーム ※老人福祉法第20条の4に規定

原則として65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設です。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

(2) 軽費老人ホーム ※老人福祉法第20条の6に規定

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

(3) 特定施設入居者生活介護について ※介護保険法第8条第11項に規定

有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を提供します。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

4 施設の改築及び改修について

老朽化が著しい施設等で、入所者等の安全の確保及び入所者の居住環境の改善等の観点から、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高いものの整備を進めます。

また、地域住民との交流や入所者の処遇向上、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースの整備についても進めます。

さらに、特別養護老人ホームの多床室における居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修についても進めます。

第7次福岡県高齢者保健福祉計画における整備計画

別表1 特別養護老人ホーム整備計画(地域密着型を除く。)

別表2 介護老人保健施設整備計画

別表3 特定施設入居者生活介護整備計画

別表1 特別養護老人ホーム整備計画（地域密着型を除く。）

高齢者保健 福祉圏域	平成26年度末		第7次(平成27～29年度)整備 (床)			平成30年4月1日 の定員予定数 (床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)	整備計画数 A	整備数 B	差引 A-B	
福岡・糸島	66	5,189	805	674	131	5,863
福岡市	62	4,909	805	674	131	5,583
福岡市分を 除いたもの	4	280	0	0	0	280
糟屋	12	660	60	60	0	720
宗像	9	444	90	90	0	534
筑紫	11	843	160	160	0	1,003
朝倉	10	630	0	0	0	630
久留米	22	1,210	100	100	0	1,310
久留米市	9	560	0	0	0	560
久留米市分を 除いたもの	13	650	100	100	0	750
八女・筑後	15	955	0	0	0	955
有明	23	1,260	0	0	0	1,260
飯塚	21	1,120	0	0	0	1,120
直方・鞍手	10	560	120	120	0	680
田川	21	1,360	260	170	90	1,530
北九州	67	5,179	510	480	30	5,659
北九州市	56	4,459	370	370	0	4,829
北九州市分を 除いたもの	11	720	140	110	30	830
京築	17	958	0	0	0	958
政令市分	118	9,368	1,175	1,044	131	10,412
中核市分	9	560	0	0	0	560
県分	177	10,440	930	810	120	11,250
合計	304	20,368	2,105	1,854	251	22,222

※福岡市については、整備計画数は広域型特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームを合わせた数値、整備数は広域型特別養護老人ホームのみの数値を記載している。

別表2 介護老人保健施設整備計画

高齢者保健 福祉圏域	平成26年度末		第7次(平成27~29年度)整備 (床)			平成30年4月1 日の定員予定数 (床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)	整備計画数 A	整備数 B	差引 A-B	
福岡・糸島	31	2,940	0	0	0	2,940
福岡市	27	2,590	0	0	0	2,590
福岡市分を 除いたもの	4	350	0	0	0	350
糟屋	7	585	0	0	0	585
宗像	4	350	0	0	0	350
筑紫	8	660	0	0	0	660
朝倉	6	470	0	0	0	470
久留米	14	1,270	0	0	0	1,270
久留米市	8	700	0	0	0	700
久留米市分を 除いたもの	6	570	0	0	0	570
八女・筑後	7	600	30	30	0	630
有明	13	1,076	0	0	0	1,076
飯塚	9	790	0	0	0	790
直方・鞍手	10	655	0	0	0	655
田川	10	760	0	0	0	760
北九州	42	3,450	80	80	0	3,530
北九州市	36	2,970	0	0	0	2,970
北九州市分を 除いたもの	6	480	80	80	0	560
京築	9	760	40	38	2	798
政令市分	63	5,560	0	0	0	5,560
中核市分	8	700	0	0	0	700
県分	99	8,106	150	148	2	8,254
合計	170	14,366	150	148	2	14,514

別表3 介護専用型・混合型特定施設入居者生活介護整備計画

高齢者保健 福祉圏域	区分	平成26年度末		第7次(平成27~29年度)整備 (床)			平成30年4月1日 の定員予定数(床)
		施設数 (施設)	定員数 (床)	整備計画数 A	整備数 B	差引 A-B	
福岡・糸島	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	60	4,148	111	111	0	4,259
	計	60	4,148	111	111	0	4,259
福岡市	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	59	4,124	111	111	0	4,235
	計	59	4,124	111	111	0	4,235
福岡市分を 除いたもの	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	1	24	0	0	0	24
	計	1	24	0	0	0	24
糟屋	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	9	489	0	0	0	489
	計	9	489	0	0	0	489
宗像	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	5	326	0	0	0	326
	計	5	326	0	0	0	326
筑紫	介護専用型	1	100	50	0	50	100
	混合型	17	908	0	0	0	908
	計	18	1,008	50	0	50	1,008
朝倉	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	1	43	0	0	0	43
	計	1	43	0	0	0	43
久留米	介護専用型	1	30	0	0	0	30
	混合型	15	553	30	30	0	583
	計	16	583	30	30	0	613
久留米市	介護専用型	1	30	0	0	0	30
	混合型	12	475	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	505
久留米市分を 除いたもの	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	3	78	30	30	0	108
	計	3	78	30	30	0	108
八女・筑後	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	3	124	0	0	0	124
	計	3	124	0	0	0	124
有明	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	10	286	0	0	0	286
	計	10	286	0	0	0	286
飯塚	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	9	358	20	20	0	378
	計	9	358	20	20	0	378
直方・鞍手	介護専用型	3	137	36	36	0	173
	混合型	8	479	0	0	0	479
	計	11	616	36	36	0	652
田川	介護専用型	1	70	0	0	0	70
	混合型	7	292	30	0	30	292
	計	8	362	30	0	30	362
北九州市	介護専用型	1	50	0	0	0	50
	混合型	52	3,121	240	240	0	3,361
	計	53	3,171	240	240	0	3,411
北九州市	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	47	2,842	240	240	0	3,082
	計	47	2,842	240	240	0	3,082
北九州市分を 除いたもの	介護専用型	1	50	0	0	0	50
	混合型	5	279	0	0	0	279
	計	6	329	0	0	0	329
京築	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	15	795	50	50	0	845
	計	15	795	50	50	0	845
政令市分	介護専用型	0	0	0	0	0	0
	混合型	106	6,966	351	351	0	7,317
	計	106	6,966	351	351	0	7,317
中核市分	介護専用型	1	30	0	0	0	30
	混合型	12	475	0	0	0	475
	計	13	505	0	0	0	505
県分	介護専用型	6	357	86	36	50	393
	混合型	93	4,481	130	100	30	4,581
	計	99	4,838	216	136	80	4,974
合計	介護専用型	7	387	86	36	50	423
	混合型	211	11,922	481	451	30	12,373
	計	218	12,309	567	487	80	12,796

※ 養護老人ホームに対する特定施設入居者生活介護の指定分を除く。

※ 介護専用型は、入居者が要介護者とその配偶者及び3親等以内の親族等に限られるもので、混合型は、入居者が要介護者とその配偶者等に限られないもの。

平成29年3月27日
保健医療介護部介護保険課

福岡県における特別養護老人ホーム入所申込者状況調査について

1 調査対象施設（平成28年4月1日現在）

県内380の特別養護老人ホーム（政令市及び中核市を含む。）

所 管	施設数	定員数（人）
北九州市	77	5,033
福岡市	80	5,341
久留米市	21	865
福岡県	202	11,020
合 計	380	22,259

2 入所申込者の状況

(1) 今回調査（平成28年4月1日現在）

特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則要介護3以上となっています。

（単位：人）

区 分	要介護3	要介護4	要介護5	合計
入所申込者 ①	2,488	2,458	1,522	6,468
自宅の人	1,069	735	361	2,165
自宅以外の人	1,419	1,723	1,161	4,303

(2) 前回調査（平成25年10月1日現在）との比較

（単位：人）

区 分	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成25年度調査 ②	4,487	4,456	2,700	11,643
自宅の人	1,608	1,073	499	3,180
自宅以外の人	2,879	3,383	2,201	8,463
差引③(①-②)	▲ 1,999	▲ 1,998	▲ 1,178	▲ 5,175
自宅の人	▲ 539	▲ 338	▲ 138	▲ 1,015
自宅以外の人	▲ 1,460	▲ 1,660	▲ 1,040	▲ 4,160

3 入所申込者減少の主な理由

- ・ 県、政令市等で特別養護老人ホームの整備を進めてきたこと
- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでおり、その利用者が増えていること など